

令和4年

# 三好市教育委員会 1月定例会

日 時 令和4年1月25日(火) 午後2時  
場 所 三好市教育委員会 会議室

ふるさと  
「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市教育委員会

# 令和4年三好市教育委員会1月定例会次第

## 1 開会

## 2 報告

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項の規定により  
委任した事務の管理及び執行の状況報告

## 3 承認

令和3年三好市教育委員会12月定例会会議録の承認について

## 4 議案

第1号 三好市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

## 5 その他

# 行 事 一 覧 表

令和3年12月24日 ～ 令和4年1月24日

行 事 名	開催月日	場 所	備 考
三好市成人式	1/3	総合体育館	※
徳島駅伝	1/4・5	徳島市～三好市間	※
市教委人事ヒアリング	1/6.7	教育委員会室	※
三好市消防団出初式	1/9	総合体育館	
庁議	1/12	本庁	
教職員人事異動一次面接	1/17・18	教育委員会室	※

【行事予定】

教職員組合人事異動要望	1/26(水)	15:30	教育委員会室
教職員人事異動二次面接	2/4(金)	10:00	//
市教委人事ヒアリング	2/7(月)・8(火)	9:00	//
教職員人事異動三次面接	2/17(木)21(月)	9:00	//
 定例教育委員会	 2/22(火)	 14:00	 教育委員会室

## 報告

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項の規定により委任した事務の管理及び執行の状況報告

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項及び三好市教育委員会事務委任規則第4条の規定により、次の事務について管理及び執行状況を報告する。

- 1 いじめについて
- 2 通学路の交通安全対策について
- 3 教育支援について

議案第1号

三好市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

三好市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年1月25日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

三好市教育委員会事務決裁規程（平成18年三好市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 三好市教育委員会行政組織規則(平成18年三好市教育委員会規則第4号)第2条に規定する課並びに三好市立学校給食センター及び調理場設置条例(平成18年三好市条例第92号)の規定に基づき三好市立学校給食センター及び調理場をいう。</p> <p>(2) 課長 三好市教育委員会行政組織規則第7条に規定する課長及び分室長並びに三好市立学校給食センター及び調理場設置条例第4条に規定する所長及び場長をいう。</p> <p>(教育次長及び課長の専決)</p> <p>第4条 教育次長及び課長は、別表に掲げる事項について専決すること</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 課長 三好市教育委員会行政組織規則第7条に規定する課長、<u>所長及び場長をいう。</u></p> <p>(教育次長及び課長の専決)</p> <p>第4条 (略)</p>

とができる。

別表(第4条関係)

1 一般的事項 (略)

2 組織及び人事に関する事項

専決事項	専決区分	教育次長	課長	備考
1 課内での職員の配置に関すること			○	
2 年次有給休暇の承認に関すること		課長	所属職員	
3 三好市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成18年三好市規則第24号)第13条に規定する特別休暇の承認(別表第2中8、11～14、17～24、26の各項の承認に限る。)、病気休暇(6日以内)並びに人間ドック等検診及び消防団員との兼職に係る職務免除の承認		課長	所属職員	

別表(第4条関係)

1 一般的事項 (略)

2 組織及び人事に関する事項

専決事項	専決区分	教育次長	課長	備考
1 課内での職員の配置に関すること			○	
2 旅行命令及び復命に関すること	課長		所属職員	
3 年次有給休暇の承認に関すること	課長		所属職員	
4 三好市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成18年三好市規則第24号)第13条に規定する特別休暇の承認(別表第2中8、11～14、17～24、26、28の各項の承認に限る。)、病気休暇(6日以内)並びに人間ドック等検診及び消防団員との兼職に係る職務免除の承認	課長		所属職員	

<p>4 前号以外の職務免除の許可</p>		<p><u>教育長扱い</u></p>		
<p>5 三好市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成18年三好市規則第24号)第13条に規定する特別休暇(別表第2中27)の承認</p>	<p>○</p>		<p>5 三好市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第13条に規定する特別休暇の承認(別表第2中1～7、9～10、15～16、25、27の各項の承認に限る。)、病氣休暇(7日以上及び結核性疾患以外)及び前項以外の職務免除の承認</p>	
			<p>6 三好市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年三好市規則第10号)第14条に規定する特別休暇の承認(別表第2中8～10、12～14、16～19、21～26(24～25項は6日以内)の各項の承認に限る。)、並びに人間ドック等検診及び</p>	<p>○</p>

					消防団員との兼職に係る職務免除の承認			
					7 三好市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第14条に規定する特別休暇の承認(別表第2中1～7、11、15、20、24～25(24～25項は7日以上及び結核性疾患以外の)の各項の承認に限る。)及び前項以外の職務免除の承認			
					8 前4項以外の休暇			教育長扱い(市長の事務部局である総務部秘書人事課に合議)
					9 管理職員特別勤務の命令に関すること			
					10 時間外勤務、休日勤務の命令に関すること			所属職員
					11 週休日の割振り及び振替え並びに勤務			所属職員
					5 前々号以外の休暇			副市長扱い
					6 旅行命令及び復命に関すること	課長		所属職員
					7 時間外勤務、休日勤務の命令に関すること			所属職員
					8 週休日の割振り及び振替え並びに勤務	課長		所属職員



<p>時間の割振り及び割振りの変更に関すること</p>			<p>時間の割振り及び割振りの変更に関すること</p>		
<p>9 <u>特別職の職員で非常勤のもの</u>の出張命令 全</p>	○		<p>12 <u>研修の実施に関すること</u></p>	<p>課長</p>	<p>所属職員</p>

附 則

この訓令は、令和4年1月26日から施行し、令和4年1月1日から適用する。